

2014年6月5日

各 位

労働災害による判決に関するお知らせ

昭和ゴム株式会社  
代表取締役社長 渡邊 正

昨年8月に発生いたしました当社精練課における労災事故に関しまして、下記のとおり公訴による判決がありましたので、お知らせいたします。

記

1. 公訴内容

昭和ゴム株式会社は、ゴム製造ラインの運転作業を行わせるに当たり、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなかった。

2. 当該訴訟の提起があった年月

平成26年3月26日

3. 判決のあった裁判所および年月

裁判所 松戸簡易裁判所 平成26年4月10日

4. 罪名及び罰条

労働安全衛生法違反 同法119条1号、122条、20条1号、27条1項  
労働安全衛生規則101条1項

5. 判決内容

昭和ゴム株式会社に対し、刑事訴訟法348条により罰金50万円の納付を命ずる。

6. 今後の対応

当社は、今後、二度と同様の事故が発生しない様、徹底した安全管理体制の強化に努めて参る所存です。すでに第三者委員会による調査では予測不可能であったとの結論もいただいておりますが、重大な負傷をした社員を出したことについて猛省いたしております。このため、通知内容を慎重に検討し、罰金を納付いたしますことはもちろん、真摯に受け止め、再発防止に全力で取り組んでまいりますこととお誓い申し上げます。

以上